

非行防止教室

～ 薬物乱用防止とネットモラル ～

7月6日、7限目に「非行防止教室」が体育館で開催されました。本教室は、松工生としての規範意識の高揚を図り、正義感や自己抑制力などを養う目的で開催しています。松山東警察署生活安全課の青野さんを講師にお招きし、『薬物乱用防止とネットモラル』をテーマに講演していただきました。

インターネットやSNSを通じて様々なトラブルが発生している現状を踏まえ、正しい使い方をして、犯罪被害から自分を守ることが大切だと話されました。

講演後、生徒を代表して生徒会役員の瀧本さん（機械科3年）が御礼のことばを述べました。



講師：松山東警察署生活安全課 青野さん

今日の内容

- 1 インターネットにひそむ危険
 - ・ 投稿文章に要注意！
 - ・ 画像・動画に要注意！
 - ・ 知らない人に要注意！
 - その他いろいろ
- 2 薬物乱用防止
- 3 高校生の皆さんへ

SNSのメッセージ=気持ちが変わりにくい

→やりとりの速さから言葉が不足しがちに

→ちよつとしたすれ違いからグループを外して仲間外れに

→送る前に、一度確認、分かりやすい言葉で受け取る時も、相手の気持ちを考えて

知らない人とつながると・・・まとめ

ネットだけの知り合いには、

- 個人情報（名前、学校、秘密など）を教えない
- 写真（画像）送らない
- 直接会わない

※女子だけでなく男子も同じ

「フィルタリング」は設定していますか？

トラブルのもとになる情報につながるのを防いでくれる！！

薬物乱用って何のこと？

- ・ 薬物（ドラッグ）＝ドラッグストアで売っている薬のことではない。
- ・ 法律で規制されている麻薬や覚せい剤、大麻などのこと。

- ① 法律で禁止されている薬物を使用すること。
薬物という言葉は、治療のために使用する薬ではなく、体に影響を及ぼすものを指すことが多い。
- ② 治療のための薬を病気や怪我以外で使用すること。
また決められた用法・用量を守らずに使用すること。

薬物乱用は法律で厳しく取り締まられている

- 覚せい剤（覚せい剤取締法）
所持・譲渡・譲受・使用…10年以下の懲役
- 大麻（大麻取締法）
所持・譲渡・譲受…5年以下の懲役
- MDMA（麻薬及び向精神薬取締法）
所持・譲渡・譲受・使用…7年以下の懲役
- LSD・コカインなど（麻薬及び向精神薬取締法）
所持・使用…7年以下の懲役

薬物依存の悪循環

高校生の皆さんへ

【2022年4月から成年年齢が18歳】

18歳（成年）になったらできること	20歳にならないとできないこと（これまでと変わらないこと）
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 親の同意がなくても契約できる <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話の契約 ・ ローンを組む ・ クレジットカードをつくる など ◆ 10年有効のパスポートを取得する ◆ 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を得る ◆ 結婚 <ul style="list-style-type: none"> 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。 ◆ 性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 飲酒をする ◆ 喫煙をする ◆ 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う ◆ 養子を迎える ◆ 大型・中型自動車運転免許の取得

お酒・たばこは20歳で変わらないんだ

そのアルバイトは大丈夫？

アルバイトを探すとき、TwitterやInstagramなどのSNSや掲示板で

裏バイト 高額 即日現金 書類を送るだけ

などの甘い言葉があれば要注意！！

詐欺の受け子や強盗の実行犯などの犯罪に利用される可能性があります。

犯罪に気づいてやめようと思っても、応募の時に送った身分証明書から偽造され、逮捕されるまでやめることはできません。